

公立大学法人福島県立医科大学における公益通報に関する規程

制定 平成 19 年 11 月 2 日規程第 46 号
一部改正 平成 20 年 5 月 13 日規程第 19 号
一部改正 平成 28 年 4 月 1 日規程第 12 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
 - 第 2 章 通報処理体制（第 3 条－第 11 条）
 - 第 3 章 当事者の責務（第 12 条－第 15 条）
 - 第 4 章 庶務（第 16 条）
 - 第 5 章 雑則（第 17 条－第 18 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、本法人に対する、職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報（以下「通報等」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本法人の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保の強化に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次に定める用語の意義は、以下のとおりとする。

- （1）「職員等」とは、本法人の職員及び派遣契約その他の契約に基づき本法人の業務に従事する者をいう。
- （2）「通報」とは、本法人が実施する事務又は事業に係る行為について、次に掲げる要件に該当するいずれかの事実が生じ、又は生じようとしている旨を、職員が通報することをいう。
 - ア 法令若しくは本法人規程等に違反し、又は違反するおそれがある事実
 - イ 県民等の生命若しくは身体の保護又は利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれがある事実
 - ウ 本法人に対する県民等の信頼を損なうおそれがある事実

第 2 章 通報処理体制

(公益通報者保護責任者)

第3条 本法人に、公益通報者保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置き、企画・管理運営担当理事をもって充てる。

2 保護責任者は、本法人における通報者等の保護に関する事務を総括する。

(通報等の窓口)

第4条 職員等からの通報等を受け付ける窓口（以下「通報等窓口」という。）は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局総務課
- (2) 監査室
- (3) 顧問弁護士

(通報等の方法)

第5条 通報等窓口の利用は、別記様式又は当該様式の記載事項を記載した書面（封書又は電子メール）、電話又は面会により行うものとする。

(通報の受付)

第6条 通報窓口は、通報を受け付けたときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を確認し、別記様式により速やかに保護責任者に報告する。

2 保護責任者は、前項に規定する報告を受けたときは、通報を受理するかどうかの判断をし、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を、通報者に対し通知する。

(調査及び調査結果の報告等)

第7条 保護責任者は、前条の規定により通報を受理したときは、調査の必要性及び事実関係等の調査を担当する組織又は委員会を決定し、その指示をするものとする。

2 前項により調査・検討を指示された組織又は委員会は、調査計画を策定して調査を実施し、その結果に基づき必要な是正措置等を検討し、保護責任者に報告するものとする。

3 前項の調査及び検討は、当該通報が不正目的によるものかどうかを含めて行うものとする。

4 保護責任者は、第2項による報告のうち、是正措置等を講じることが必要なものである場合は、速やかに理事長に報告するものとする。

(協力義務)

第8条 職員等は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

(是正措置等)

第9条 理事長は、第7条第4項の報告があったときは、速やかに関係する組織等に是正措置及び再発防止措置を講じるものとする。

(結果等の通知)

第10条 保護責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮のうえ、通知するものとする。

(処分)

第11条 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した職員に対し、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき、懲戒、訓戒等の処分（以下「懲戒処分等」という。）を行うものとする。

第3章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第12条 理事長は、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）が通報等を行ったことを理由として、通報者等に対して懲戒処分等その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 理事長は、通報者等が通報等を行ったことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じるものとする。

3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、当該行為等を行った職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 職員等は、通報された内容及び調査で得られた個人情報（以下「個人情報」という。）を開示してはならない。

2 理事長は、正当な理由なく個人情報を開示した職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うものとする。

(通報者の責務)

第14条 通報者は、客観的事実に基づき誠実に通報を行わなければならない。

2 通報者は、不正の利益を得る目的、他人に危害を加える目的その他不正の目的で通報してはならない。そのような通報があった場合には、理事長は、当該通報をした職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うものとする。

3 通報者は、通報に係る調査に対して、協力しなければならない。

4 通報者は、実名により通報等を行わなければならない。ただし、客観的に事実が説明できる資料があるときには、実名を秘匿して通報等をし、又は通報等の際に明らかにした実名の秘匿取扱いを希望することができる。

5 通報者は、通報の内容及び当該通報に関する調査の状況等を漏洩してはならない。

(通報等を受けた者の責務)

第15条 通報処理担当者に限らず、通報等を受けた者は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

2 通報処理担当者は、自らが関係する通報等の処理に関与してはならない。

第4章 庶務

(庶務)

第16条 この規程に関する庶務は、事務局総務課において処理する。

第5章 雑則

(雑則)

第17条 本法人の職員等以外の者からの通報については、この規程に準じて取り扱うものとする。

第18条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月13日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。